

支援協定の申請について

1 申請要件

次の要件をすべて満たす場合に限りです。

- (1)川崎市内に事業所を有する事業者又は主に川崎市内で事業活動をする事業者
- (2)建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事のうち、建築一式工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上げ工事、造園工事を請け負うことのできる事業者及びこれに関連する施工、作業等を請け負うことのできる事業者。
- (3)この協定の趣旨を十分に理解し、遵守することができる事業者

※ ただし、次の欠格事由に該当する事業者は応募できません。

- (1)特定商取引法、都道府県及び市町村が定める条例等の違反により行政処分を受けた日から2年を経過しない事業者（川崎市以外での行政処分を含む。）
- (2)法人の代表者などが禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である事業者

2 申請書類

- (1)締結申請書 1号様式
- (2)事業者概要書 2号様式
- (3)誓約書 3号様式
- (4)履歴事項全部証明書の写し
- (5)建設業許可証の写し
- (6)定款
- (7)直近の工事实績（過去1年間分程度）
- (8)その他貴社のパンフレット等
- (9)太陽光発電 関係書類（該当する場合のみ）
 - 誓約書（太陽光発電に係るもの）
 - 「メーカーの定めた10年保証を得ることのできる事業者」であることを証明する資料

3 注意事項

- (1)協定締結にあたり、本市選定委員会による書類審査があるため、申請書類提出から実際の締結までに3～4か月の時間を要します。
- (2)選定委員会による書類審査にあたり、消費者行政センター職員による現地確認及びヒアリングを実施いたします。

4 提出

申請にあたっての提出は、川崎市消費者行政センターに御持参（平日の8時半から17時まで）いただくか、次の住所へ郵送ください。

- 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル10階
川崎市消費者行政センター 啓発係あて